



平成 24 年 1 月 13 日

各 位

会 社 名 株式会社多摩川ホールディングス
代表者名 代表取締役社長 小林 亨
(JASDAQ・コード6838)
問合せ先
役職・氏名 執行役員経営管理部長 高橋 功
電話 0467-79-7027

当社元代表取締役に対する訴訟の提起に関するお知らせ

当社は、本日、当社の元代表取締役に対して、損害賠償請求訴訟（以下、「本件訴訟」という。）を提起しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本件訴訟の提起については、監査役会及び取締役会において各々の決議を経ており、今後も監査役会及び取締役会協調の上、本件訴訟を進めてまいります。

記

1. 訴訟を提起した裁判所及び年月日

横浜地方裁判所 平成 24 年 1 月 13 日

2. 訴訟を提起した者（原告）

- (1) 名称 株式会社多摩川ホールディングス
- (2) 本店所在地 神奈川県綾瀬市上土棚中 3-11-23
- (3) 訴訟における代表者 当社常勤監査役 平山 和明

3. 訴訟を提起した相手（被告）

当社元代表取締役 橋本 昇

4. 訴訟の内容と請求金額

- (1) 訴訟の内容
損害賠償請求
- (2) 請求金額
総額 2 億円
及びこれに対する訴状送達の日から支払済みまで金 5 % の割合による金員

5. 請求原因の概要（当社の主張）

当社は、平成 21 年 6 月 22 日付「債権の取立不能または取立遅延のおそれに関するお知らせ」及び平成 21 年 8 月 7 日「特別損失の発生及び業績予想の修正に関するお知らせ」にて公表しましたとおり、平成 22 年 3 月期決算において、当社が出資した有限責任事業組合の出資金の回収が困難なことから、連結決算及び個別決算において投資有価証券評価損 199 百万円及び未収配当金 5 百万円に対する貸倒引当金繰入額を特別損失として計上しております。

こうした状況を受け、当社において、当該特別損失の計上に至った事実関係や問題点を調査しました。その結果、当該有限責任事業組合への出資（以下、「本件金融商品への投資」という。）に至る意思決定の不可解さや、金融商品取引業者（投資運用業）としての登録がされていない無登録

業者が運営する有限責任事業組合への出資を行い、かつそうした調査すら行われていない等の杜撰な投資プロセスであったことが明らかとなり、被告による本件金融商品への投資は善管注意義務に違反する可能性が高いと判断いたしました。

その後の債権者集会等の状況から、本件金融商品への投資を回収できる見込みは極めて低いことが明らかとなってきたことを鑑み、当社は被告の投資決定判断が善管注意義務違反を構成するものと判断し、当社が被った損害の支払いを求めて、本件訴訟を提起するに至ったものであります。

6. 今後の見通し

本件訴訟につきましては、今後の進展に応じて必要な情報を開示する予定です。また、本件訴訟の提起が当社業績に与える影響は現時点で明らかではありませんが、本件訴訟の進展に伴い業績予想の修正が必要となった場合は速やかに開示いたします。

また、本件訴訟の請求原因である本件金融商品への投資の損害額につきましては、平成 22 年 3 月期決算において特別損失として全額を計上しているため、追加の損失計上はございません。

なお、本件につきましては、株主の皆様をはじめとする関係者の皆様にご心配をお掛けすることとなりますが、こうした杜撰な投資を行ってきた経営者に責任の追及を行うことは、現行の経営陣にとり、堅実な経営体制を推進する上でも必須であると考えております。

つきましては、関係者の皆様につきましては、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以 上